

株式会社さくら都市総合研究所

清水 秀幸
主 席
研究員17 都市の景観を
考える

オリンピック憲章

(※) の定める「オリンピックビズムの根本原則」の中には、「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレイの精神とともに相互作用が求められる。」との記載がある(日本オリンピック委員会のホームページより)。

これは、五輪の「都市」開催の意義を裏書きしたものといえる。その根底にあるもの

は、中世を起源とする「都市の空気は(人間を)自由にする」という欧州の歴史的・行政的生理である。

ここに、本章で述べてきた筆者の「まちの構成要素としての心理的景観」を構成する重要なツールとしての「スポーツ文化」の存在がある。

先頃開催された長野市文化芸術振興審議会で、筆者は「スポーツも一つの意義ある文化芸術であり、既に振興対象として付加されるべきレベルにある。ついては、さらなるその発展のために官民横断的連携をもつてことにあたるべき時がきている」と自論を述べた。今後の議論を待ちたい。

(続く)

※オリンピック憲章(IOC)への導入IIオリンピック憲章は国際オリンピック委員会(IOC)により採択されたオリンピックビズムの根本原則、規則および付属細則を成文化したものである。(略)OCは本質的に3つの主要な目的を持つ。

(a) OCは、憲法的な性格を持つ基本的な法律文書として、オリンピックビズムの根本原則とその根源的な価値を定め、想起させる。

(b) OCはまた、IOCの定款である。

(c) OCはさらに、オリンピック・ムーブメントの主要3構成要素である、IOC、国際競技連盟、国内オリンピック委員会と、オリンピック競技大会の組織委員会の主な権利と義務を規定する。これらの組織はOCを遵守する義務がある。

前文II近代オリンピックビズムの生みの親はピエール・ド・クーベルタンである。クーベルタンの主導により、パリ国際アスレチック・コンGRESが1894年6月に開かれた。国際オリンピック委員会(IOC)が設立されたのは1894年6月23日である。(略)第1回のオリンピック冬季競技大会は1924年、フランスのシャモニーで開催された。

清水 秀幸氏(しみず・ひでゆき)1952年長野市生まれ、76年明治大学政経学部政治学科卒。2013年6月株式会社守谷商会役員を退任し、同年7月株式会社さくら都市総合研究所を設立。長野市都市計画審議会専門委員ほか6委員、その他各地方自治体の審議員・部会員を兼任。現在同研究所社長